

菓生食輸発1206第1号
平成29年12月6日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

イタリア産オリーブ漬け物の取扱いについて

標記については、平成28年3月29日付け生食輸発0329第1号（最終改正：平成29年2月7日付け生食輸発0207第1号）により通知しているところです。

今般、イタリア政府より、警察当局の捜査対象外であり、かつ、収穫後に硫酸銅が使用されていないことを確認した貨物に対して証明書を添付するとの連絡があったことから、本日以降イタリア産オリーブ漬け物の輸入届出がなされた際は、下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、御対応よろしく申し上げます。

記

1. イタリア地方衛生局が発行する別添様式の証明書を添付された貨物については、通常の監視体制とすること。
なお、平成30年1月6日までに積込まれた貨物については、上記通知のとおり取り扱って差し支えない。
2. 1.に該当しない貨物については、検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。

